

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

大 河 原 町 長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 建築物の敷地の所在及び地番
柴田郡大河原町
2. 建築物の構造
3. 新築、増築、改築又は移転の別
4. 敷地面積、建築面積及び延べ面積

【備 考】

申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

許可申請書は2部提出すること(コピー可ですが、2部とも押印)。

＜添付書類＞ ・配置図(1/500 以上。敷地内における建築物と都市計画施設等との位置関係が分かる図面)

- ・建築物の立面図及び断面図(2面以上、1/200 以上)
- ・各階の平面図
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

都市計画法第53条第1項に基づく許可

□都市計画法第53条第1項の許可とは

- ◆都市計画道路等の区域内に建築物を建築しようとする場合に必要な許可です。
- ◆53条許可により、都市計画施設等の区域内における建築物の建築に一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することが目的です。

□53条許可を申請する必要がある場合

- ◆53条申請を申請する必要があるのは、道路、公園等の都市計画施設及び土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内に建築物を建築する場合です。
- ◆なお、建築確認申請は、53条許可を受けてから行う必要があります。
- ◇ここでいう「建築物」及び「建築」は、建築基準法でいう建築物(第2条第1号)及び建築(第13条)のことです。
 - ※一般的に建物といわれるものが該当しますが、これらに附属する門若しくは塀も該当しますので注意してください。
- ◇10㎡未満の建築物の増築、改築又は移転については、建築確認申請を行う必要性のない場合がありますが、その場合であっても53条の許可は必要です。

□許可基準

- ◆53条の許可基準は、概ね次のとおりです。(都市計画法第54条)
 1. 2階建て以下で、地階を有しないこと。
 2. 構造(建築基準法第2条第5号でいう主要構造部)が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造であること。(鉄筋コンクリート造は不可)